

【返 戻 金 制 度】

紹介手数料の発生後、被採用者の自己都合退職、または就業規則で規定する懲戒解雇となった場合、下記制度に基づき返金いたします。

- ・被採用者の就労開始日から1か月以内の退職：紹介手数料の50%
- ・被採用者の就労開始日から1か月以上3か月以内の退職：紹介手数料の20%

上記以外の退職（被採用者の責によらない退職、被採用者の疾病・負傷・死亡・分娩、天災事変などの不測の事態、その他の被採用者・当社の免責が妥当とされる事由）の場合、返戻金制度は適応されません。

以上